



補正予算を修正可決しました

議案名

令和3年度笠岡市一般会計補正予算
(第1号)

Q なんの予算を修正したの？

A 次の事業の予算（総額2047万8千円）を削除しました。

事業名	削除した予算額
①庁舎施設等整備事業 (衛生面の向上を図るため、本庁1階と監査委員事務局横のトイレの改修を行う。)	521万円
②マイナンバーカード普及促進事業 (電子行政を推進するためのマイナンバーカードの普及率の向上と地元米生産者を支援することを目的に、カード取得者に地元米を贈呈する。)	(記念品料分) 973万8千円
③旧粗飼料生産供給基地施設改修事業 (旧粗飼料生産供給基地施設を活用するにあたり、農福連携や視察受け入れに対応し、衛生環境を向上させるため、トイレの洋式化水洗化改修、合併浄化槽の整備を行う。)	553万円

Q なぜ修正したの？

A

この議案は、より詳細な審査をするために予算決算委員会へ付託されました。

委員会での審査では、総務費の「庁舎施設等整備事業」と「マイナンバーカード普及促進事業」のうちの記念品料、農林水産業費の「旧粗飼料生産供給基地施設改修事業」については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業であるが、コロナ禍の市民生活、アフターコロナの経済対策のための事業としては適切でないとして、委員から修正案が提出されました。

修正案は賛成多数で可決され、「修正可決すべきもの」となりました。

審査の後、本会議の最終日で委員長報告が行われ、討論の後、採決をした結果、修正可決となりました。なお、本会議での討論は次のとおりです。

本会議
の討論

【修正に反対】

- ・トイレ改修は、市役所を訪れる市民や将来、観光客の利用が想定されている場所のトイレを改修するもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るためにも、ポストコロナに向け観光人口回復、増加させていくためにも有益な事業であり、新型コロナウイルス感染症対策事業として適切な事業である
- ・マイナンバーカードの普及促進事業については、地方自治体における行政手続きにおいても、ポストコロナに向け非接触、非対面のオンライン化、デジタル化を推進するため、また、地域の農産物を地域で消費すること、地域経済活動の継続、回復を進める地域循環施策として、新型コロナウイルス感染症対策事業として適切である。

【修正に賛成】

- ・庁舎内及び干拓地内のトイレの整備は、本来は新型コロナウイルス対策ではなく通常の予算の中で行うべきことである。
- ・マイナンバーカード普及のためには、品物を特典にする前に、どのような利点があるか、また、取得をしておかないと将来的にどういう不便があるかを、市民に周知するためのパンフレット等に予算を使い、理解を得ることが先立つてすることである。
- ・3事業は新型コロナウイルス対策という大義名分から少しずれているのではないかと思う。もっと市民に寄り添ったコロナ対策にお金を使っていただきたい。